

# 「長野市子どもの権利条例(案)」における文言等の整理について

○総務部 総務課 法規担当との協議による文言等の整理

変更項目	変更内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>①目次の追加</li> <li>②読点の整理</li> <li>③ひらがなと漢字が混在しているため、常用漢字を使用</li> <li>④素案では、並列を表す文言が「や」、「及び」等が混在していたため、「及び」「並びに」「又は」「若しくは」等に整理</li> <li>⑤言葉を補うため、文言追加した部分がある。 (地域の役割、子どもの居場所づくり、財政上の措置)</li> </ul>
第2条 (1)子ども、(3)市民の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市外の人も含むことを表すため、「在住→居住」「在学→通学」「在勤→通勤」とし、文言を整理した。</li> <li>②素案では「市民」としていたが、市民では、長野市民のみを指すこととなり、住民票がなくても市内に居住したり、市外から通勤、通学する人を含むため、「市民等」に変更した。</li> </ul>
第2条 (5)地域の定義	<p>地域は、様々な団体を含むことから、「地域団体等」に変更した。</p>

変更項目	変更内容
第3条 基本理念	<p>①第1項については、「次に掲げる事項」としていることから、4つの原則については体言止めとした。</p> <p>②(2)素案では「意見」としていたが、意見は、思いや考えなど、様々な表現があることから「意見等」とした。(他も同様)</p> <p>③(4)素案では「持って生まれた能力」としていたが、広く解釈するため、「その能力」とした。</p>
第7条 育ち学ぶ施設の役割 3項	<p>文言の順番を入れ替え、実施すべきことを並列してわかりやすくした。</p>
第8条 地域団体等の役割 3項	<p>素案では、「子どもが自主的に活動できるための必要な支援」としていたが、育ち学ぶ施設との整合を図り、子どもが社会に参加することができるよう「自主的」→「主体的」に変更した。</p>
第10条 意見表明及び参加 3項	<p>素案では、「参加」としていたが、「子どもが参加しやすい活動となるよう努める」とし、参加について説明する文言を追加した。</p>

変更項目	変更内容
第10条 意見表明と参加 6項	保護者も、子どもの意見等を尊重していく必要があることから、「保護者」を追加した。
(相談・救済) 第17条	素案では、(相談・救済)としていたが、「第4章 相談及び救済」と同じ表現となっている。17条だけで完結するのではなく、よりオンブズパーソンにつながる印象を与えるため、「相談等」に変更した。
第19条 オンブズパーソンの職務	勧告、是正要請、意見表明を、だれに対して行うのか明確にするため、文言を整理した。
第20条 オンブズパーソンの職務の執行	合議について素案では「必要に応じて」としていたが、「勧告等を行う場合」と追記し、合議の要件を明確にした。
第25条 国、県、関係機関等との連携	素案では、条文を2つにしていたが、内容が重複している部分もあり、1文にまとめることで、簡潔にした。